



# かつら

第6号 昭和45年12月1日

### 町民のうごき

世帯数	1,927世帯		
人口	8,631人	{ 男 4,269 女 4,362 }	
	男	女	計
出生	5	3	8
死亡	1	4	5
転入	19	8	27
転出	7	9	16
	(昭和45年11月1日現在)		

発行所 勝浦町 発行者 勝浦町長 中田 森 蔵 編集者 住民課広報係 印刷 森本印刷



## 第12回

# 町民体育祭

## 盛大に挙行

秋晴れの十一月三日、文化の日に勝浦中学校グラウンドにおいて町民体育祭が盛大に挙行された。午前九時より感謝状の贈呈式があり、式終了後、直ちに競技を開始し、各地区共熱気あふれる応援合戦をくりひろげる等、和やかで楽しいうちに午後三時有意義に体育祭を終了しました。

終了後、社会体育館で青年会主催の勝浦祭(芸能)をたっぶり観賞しくつろいだ一日を過ごした。

### (一)感謝状 永年勤続(納税貯蓄組合長)

松本 功 松浦 春雄 鈴木 治  
高井ハルミ 出葉 一良 平井 英二  
清水良五郎 麻木嘉太郎 中田 正義

### (二)表彰状伝達(徳島財務事務所長より)

優良納税貯蓄組合長 出葉 一良

### (三)表彰状伝達(徳島税務署管内納税貯蓄組合連合会会長より)

優良納税貯蓄組合長 中田 正義

### (四)感謝状伝達(県献血推進協議会長(知事)より)

中山 大谷悟郎 沼江 大島嘉治 横瀬 仲野トヨノ  
石原 西野菊男 生名 増井 正 横瀬 谷 政太郎  
今山 藤木重信 生名 広田好夫

### 競技得点(地区別)

#### (位)(総合得点) (地区名)

一位 三三三	横瀬区	二位 三三三	棚立川区
三位 三三三	中角区	四位 三三三	与川内区
五位 三〇点(同点)	星谷区	五位 三〇点(同点)	久国区
七位 三〇点	坂本区	八位 二二点	今黒区
九位 二〇点	生名区	一〇位 一八点	沼江区
一位 一七点(同点)	中山区	一位 一七点(同点)	山掛区

競技一〜三位までの得点地区には金一封と賞状を贈りました。当日交通安全協会会員による交通整理の一日奉仕をいただき一件の事故発生もありませんでした。広報紙上より町民みなさんと共に厚く御礼申し上げます。

# 先進地視察報告



勝浦町果樹研究会

昭和四五年勝浦町果樹研究会先進地視察を、十一月十六日十七日の両日、和歌山県有田市宮原、那賀郡粉河町竜門地区を視察し、殊に基盤整備の状況とスプリンクラーの多目的利用の状況を視察したので、町内みかん生産者の経営の一端に参考に供して戴きたい。

## 有田市宮原地区

宮原地区を三六〇haのうち、六五・四haに揚水式の水源を確保し、全園スプリンクラー固定式で設置し、残りの果樹園も現在工事中である。

灌水については、殊に水源を有田川に求め、有田川の水を西谷川に導水し二九〇M揚水し、四段階にタンクを設け貯水している。

散水は年間二〜三回であるが、一回に二八mm、間断日数六日間一ブロック一六・三五ha、一八ヶ所のローテーション、六五haに二〜三人の人員で従事しており、一ヶ月当り灌水運営費は、

- 一〇a当り七七〇円である。
- 灌水の効果
- 一、果実肥大が、無灌水園に比べ一階級大きい。
- 二、着色早く、しかも完全着色になる。
- 三、適期灌水により、糖酸共に高い。
- 四、翌年の結果良い。

## 多目利用

(一) 液肥散布による施肥の状況は、四一年より四三年まで各農家個人で試験散布を行い、その後本格的に使用している。四四年度の液肥使用状況は、年間六回、N三〇kg、P一六kg、K二〇kgで、今の所、N、P、Kのみ使用で液量要素については従来通り土壌施用と葉面散布で行っている。

具体的には、肥料の吸収を良くするため、最初に二〇分間撒水しておき、その後所用量だけ肥料を散布して、最後に五分間水洗いする。

## 効果は

- 一 肥料の吸収利用率が良い。
- 二 省力化、六五haを二〇人で良い。
- 三、肥料代が約半となる。
- 四、地区全体の樹勢が揃った。
- 五、品質が揃って良くなった。
- (二) 防除について
- 昭和四五年の例は、
- 冬期 マシン油乳剤
- 七月 モレスタン、ダイフワ
- 八月 エルサン
- 八月 ダイフワー
- 十月 アゾマイト
- 十月上旬アゾマイトの例では、一、〇〇〇倍、一〇a当り八〇

〇と、五分で散布終了。今後は一〇haの試験園を設け当年防除を繰り返す、問題点の解決に供すとのこと。

- 現在の問題点は
- 一、残液処理の問題
- 二、適剤の把握、開発

## 那賀郡粉河町

紀の川の中流に位置し、旧竜門、長田、川原が粉河町に合併したもので、全地域とも果樹を主体とした古い産地で、一時、果樹のすべてを栽培していた時代もあったが、最近においては落葉果樹のすべてがみかん及び八朔等に改植され、しかも有田地方と同様に水田転換による八朔及びみかんの増植が盛んで外町に作出して増植されているみかん園も相当増加している。

栽培面積は八七三ha、雑柑、特に八朔を主体として二二五ha、柿一一四ha、ぶどう三〇haが栽培されている。

## 竜門地区(紀ノ川右岸、平坦地に水田、標高四六〇mに至る山麓には、みかん、なし、もも、かき、ぶどう等を植栽し、どこでも見られる農村であった。

いまでは、土地基盤整備による樹園地造成が行われ一五三haの平坦地水田のみかん転作、農地のみかん転作による集団化等が行われ、しかも従来、人力にのみたよっていた生産資材及び収穫果実の運搬を、昭和三七年より農道の整備に主力を置き、いまでは幅三mのコンクリート舗装農道が延長三六・六七〇mに達し、各農家の庭先から四五

〇mまで切り開いた急傾斜地のみかん園に、そして共撰場へと、縦横に走り、生産の省力化に大きな役割りを果たしている。またこの農道はただたんに舗装してあるばかりでなく、急傾斜による考慮も完全に払われ、園内水の流亡による排水溝、また、ところどころの車の交差する場所など一般の農道にはみられない工夫が払われている。

その後これらの事業と併行して、経営近代施設の畑地灌漑がある。年間一、七七八mmの降水量、又傾斜地は三波川系土壌で比較的保水力があっても、七月八月の干ばつによる被害が相当大きかったため事業費、一八八、三〇〇千円を投資して、全地域に畑地灌水施設が出来上り、昨

年の干ばつ期にはその威力を何如なく発揮した。また、みかんの恒温恒湿装置付き共同貯蔵庫もすでに六棟建設された。収容能力は一棟一三tである。

同地区の農家戸数五〇二戸には、資材や収穫したみかんを運搬する三〇余台のオート三輪及び四輪が入り、みかん園一〇a当りの労働時間は二六六時間と全国平均二八八時間を大きく短縮している。

今後全耕地をみかん園に編成し、一、二、〇〇〇トン以上の生産量を目標として躍進している。ありふれた農村であった竜門地区がここまで発展した蔭には、農家の一致団結は勿論のこと、若い力と指導者の飛躍した考え、指導力のたまものである。

# 飼犬事故防止について

最近各地区で、飼犬による事故が沢山でています。

このような事故の中に、飼犬の登録、狂犬病予防注射、係留等のできていないのがあり、裁判問題にまで発展しています。このような問題を未然に防ぐため、県条例や法律を守り、正しい飼犬の管理をして下さい。

飼犬の登録、狂犬病予防注射、けい留等は県条例や法律で義務づけられています。

ついては、まだこの様な手続きの出来ていない人は、すみやかに手続きを済ませて下さい。

今後、違反者は検挙していきたいと思いますので、犬を飼っている家で、門戸に飼犬の標示のない家、又は放し飼いをしている者は、どしどし町役場又は保健所に通報して下さい。特に町民みなさま方の御協力を願います。

尚、通報に御協力を下さった方には、御礼をいたしたいと思いますので御協力をお願いします。



# エックス線検査について

勝浦病院放射線技師 津野 誠

今日、臨床医学の診断上、エックス線検査の重要性は、皆さんが御承知の通りです。一般にX線検査と診療上で云われるものは、透視と撮影に大別されます。まず透視ですが、これはX線が人体を透過したものを蛍光板上で可視光線として直接眼で見する方法で、普通胸部又は、消化管等動いている部位を検知する場合に用います。外科部門の中で体内の異物を摘出する場合の位置測定に欠く事の出来ない検査です。一般透視として知られていませんが、胃、十二指腸、小腸大腸等は造影剤を使用して透視しますが、これらは写真撮影と併用して、充分なる検査がなされます。



次に撮影ですが、これは直接と間接の二つの方法があります。皆さんが年に一回以上はかならず受けられます間接撮影ですが、これは人体を透過したX線を蛍光板にあて、可視光線としたものをカメラのレンズを通して撮影する方法で、多勢の人

を短時間内に撮影する事が出来、経費も低廉ですから集団検診に利用されます。しかしX線照射時間が長い為、被写体の動きによるボケ、蛍光板の粒子のボケ、レンズによるピンントのボケ等と写真画面が小さい為、診断上の困難等があり、精密検診には用いられません。直接撮影は人体を透過したX線を直接フィルムに作用させ、写真としたもので、実物大に近い影像が得られます。これを読影して診断に用いる方法です。

これには、時間的因子に依るものと、立体的因子に依るものと、二つに分けられます。時間的因子によるものとして、重複動態、連続、衝撃、活動、狙撃撮影等があり、立体的因子によるものとして、立体、異方向、断面、回転撮影があります。これらの種々の撮影方法は、各々其の診断の必要に応じた方法で撮影されます。

以上X線検査について簡単に述べましたが、当勝浦病院放射線室は特殊な検査を除き充分なるX線検査が出来る装置を設備しております。皆さんの日常の検診はもとより、成人病を心配される年令の方々、是非一回以上X線検査を含めた精密検診を受けられ、自分の健康状態を充分知り、健康第一の幸福

を先どりして下さい。尚、X線の放射線障害等ににつきましては次の機会に述べさせていただきます。

## 選挙啓発

### シリーズ

入選作文(小学校の部)

第二位 生小五年

中田 敏子

わたしは、子供だから選挙なんてよくしりません。だけど新聞やテレビ等できたない選挙をしている人があることを知りました。買収する人も悪いけど買収されて平気でいる人が、もっと悪いと思います。

入選作文(中学校の部)

勝中三年

美馬 秀美

二か月ぐら前に、イギリスの選挙のようすを知らせた新聞を見ました。その新聞に十歳ぐらいの女の子が、立候補者の大きな写真を貼ったプラカードを持って馬に乗り町を歩いている写真が載せられていました。このかわいい写真を見て、いつも公明な選挙で有名なイギリスをうらやましく思いました。

それに比べると日本はどうでしょう。最近日本の選挙に「七当五落」という言葉が、よく使われるそうです。これではいくつもの良い考えをもっている人でも当選できないということになります。こういう傾向は早くなくなってほしいと思います。

いんだから、だらしのない人ってそんなものかなと……つくづく考えさせられます。そして候補者はみんなよいことばかりならべて演説していますが、必ず実現するように努力してもらいたいと思います。できないことをペラペラしゃべるだけでは、みんなをだますことになりません。

わたしはときどきこんなことを考えます。わたしたちも投票してみたい。美しいきれいな選挙をするために、そして大人のみにくさをふりきって一生懸命にがんばろう。

みんなのために、すみよい明るい社会をつくるためにも、

まだ、ほかに早くなくなつてほしいものがあります。一つは、必要以上にたくさん自分のポスターを貼ることです。(もちろん枚数に制限があると思いますが)このごら都会の交通量の多い通りでは、どこにでもポスターと、貼られているそうです。ポスターは商店などのじやまにならなくて住民の目を引きやすい所に、貼るものだと思います。もう一つは、立候補した人の関係者が選挙前に、お金や品物を住民に配って投票を依頼する買収です。これは選挙違反で絶対にやってはいけないのです。各家庭へ立候補者があいさつに行くのも選挙違反です。

いつも選挙前には「明るく正しい選挙」と呼びかけていますが選挙が終わると、新聞やニュースで違反をして逮捕された人

のことが報道されます。いまだかつて大きな選挙で違反者が、でなかったときは、私の記憶では、なかったように思います。逮捕された人は買収したことが、明るみに出ただけですからまだまだほかにたくさんいるだろうと思います。でも、お金や品物をあげた人がいるのですから、当然もらった人もいるわけですね。ただくれるのだから、もらっておく。だまっていればわからないのだから、と考えている人があまりにも多すぎるのではないのでしょうか。中には「あの人は何も持っていない」と、違反していない人を悪く云う何も持っていない人もいます。投票する権利をもっている大人の方は、自分が選んだ人によって、自分の生活が良くなり、悪くなるのですから、もう少し政治や法律などに関心を持ってほしい。そのことを知ってほしいと思います。そういうことはなくなるといいです。

「明るく正しい選挙」この言葉がうわべだけで、いつも実行されないことがないように、これからの選挙はこうしてほしいと思います。

この作品は町内小、中学生を対象に募集した入選作文です。児童生徒の生々しい叫びを心の灯としていつまでも持ちつづけてほしいものです。

勝浦町明るく正しい選挙推進協議会  
勝浦町選挙管理委員会

住みよいまちづくりのための

# 町民意識調査

結果まとまる

このたび、みなさんのご協力によりまして、つぎのとおり、町民生活意識調査がまとまりました。ご協力に対し厚く感謝申し上げます。この調査は町内六四三名の方を対象（勝浦園芸高校および勝浦中学校へ在学の生徒の家庭）に実施したもので、その回収率は五六三名の八八・一パーセントであります。なお、この結果は今後住みよいまちづ

くりのためのよき資料として活用いたしますのでどうかよろしくご支援ご協力をお願い致します。

＜第1表＞ 勝浦町に住んでよいと思う点はどんなことですか。

交通が便利だ	10.5	3.6	6.2	
勤務先が近い	6.2	6.7	2.8	
自然環境が良い	34.3	24.9	10.3	
近所づきあいが良い	4.3	17.4	9.6	
永年住みなれた愛着	27.3	23.3	20.3	
特別いやだと思わない	3.2	8.3	33.0	
その他	8.2	8.3	7.7	
無解答	6.0	7.5	10.1	
項目	区分	1位	2位	3位

第一表勝浦町に住んでよいと思う点はどんなことですか。  
「自然環境が良い」が三四・三％でトップ、つぎに「永年住みなれた愛着」が二七・三％であって一位・二位・三位ともこの項に集中している。

＜第2表＞ 勝浦町に住んでみていやだと思う点はどんなことですか。

無解答	14.9	26.8	36.0	
その他	12.3	17.3	22.3	
特にいやでない	14.0	6.4	16.7	
生活環境が不備	11.7	17.4	8.2	
商売、事業に不利	11.4	11.7	5.3	
消費生活が苦しい	19.4	12.8	6.9	
交通が不便	16.3	7.6	4.6	
		1位	2位	3位

第二表勝浦町に住んでみていやだと思う点はどんなことですか。  
「消費生活が苦しい」が一位で一九・四％とトップであるが、二位では「生活環境が不備だ」の一七・四％がトップとなっている。

第三表あなたは役場のやっている仕事を つぎのどれで知りますか。  
「町の広報」が六二・七％で最も多く、つぎの「議員や町の職員」の九・六％とは相違なひらきがある。

無解答	3.0	8.7	
その他	3.0	16.5	
ほとんど知らない	7.3	8.7	1位
議員、町職員	9.6	19.0	
近所の人	12.4		2位
回覧板	8.7	22.4	
町広報	62.7	13.3	

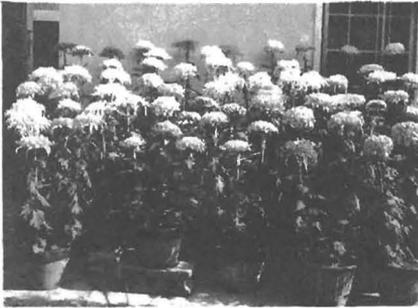
＜第3表＞ あなたは役場のやっている仕事を つぎのどれで知りますか。



＜第4表＞ 勝浦町において現在特別に力を入れて重点的にやつてもらいたいのはどんなことでしょうか。

農業の振興	42.8	7.1	4.1	
住宅の建設	6.2	3.5		
観光の振興	4.7	9.6	5.1	
し尿、ごみ処理	9.8	10.6	7.8	
保健衛生	3.0	11.9	13.3	
社会福祉	3.1	7.5	12.6	
町民の体力づくり	5.0	6.6		
道路の整備	16.7	19.0	16.9	
交通安全対策	4.8	9.8		
その他	3.6	11.8	12.8	
無解答	8.5	9.2	8.9	
		1位	2位	3位

第四表勝浦町において現在特別に力を入れて重点的にやつてもらいたいのはどんなことでしょうか。  
「農業の振興」が四二・八％で最も多くつぎに「道路の整備」が一六・七％となっているが、二位・三位・四位ではいづれもこの項がトップを占めている。



### 菊花選賞会 を開催

横瀬小学校では毎年菊づくり  
一人一鉢運動を行なっています  
が父兄にも菊づくりを呼びかけ  
菊花選賞会を開きました。  
予想以上に優秀な菊が五十数  
点出品され菊づくりの腕を競い  
ましたが、いずれも甲乙つけが  
たい中から

金賞 中田庄作(米国)  
銀賞 溝内幸一(中山)  
中山富晴(横瀬)

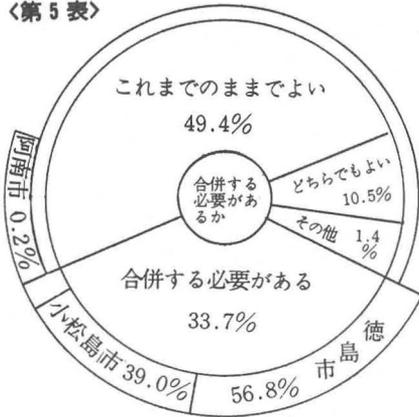
が選ばれました。  
みなさんも次回には美しい菊を  
咲かせて多数出品してください。



このたび、皆様方に御加入い  
ただいた町村交通災害共済の加  
入率は、県下二位(一位牟岐町)  
加入者数も県下四位という実績  
をあげました。  
これひとえに、皆様方の御理  
解と御協力によるものと感謝い  
たします。  
でも、交通事故にはくれぐれ  
も注意してください。

### 町村交通 災害共済加入率 県下二位に

<第5表>



第五表合併する必要があるか。  
▽「これまでのままでよい」が四九・四%と  
約半数を占めており「合併する必要がある」  
の三三・七%のうち、徳島市への合併が五  
六・八%と最も多く、ついで小松島市の  
三九・〇%となっている。

<第6表>



第六表町長が町民の声を聞く会を開いたら、  
出席されますか。  
▽「ぜひ出席したい」三七・一%、「なるべく  
出席したい」四七・六%であり、「出席し  
たくない」は八・二%でわずかである。

### 祝ご結婚

(徳島市) 八原 俊子  
(八幡町) 石川 一子  
(石井町) 岡田 千鶴  
(平岡町) 岡田 千鶴  
(徳島市) 丸山 健三  
(生島町) 山田 洋子  
(大分県) 榎本 孫造  
(三溪) 栗原 美知代  
(三溪) 栗原 美知代  
(坂本) 新居 康枝  
(坂本) 新居 康枝

農繁期の  
盗難防止

この農家とも、みかんの取  
入れなどで留守がちにする機会  
が多くなります。  
空巣ねらいは、それをねらっ  
ています。  
次のことを守って被害を受け  
ないようにしましょう。  
1. 留守にするとき、家には現  
金をおかない。  
2. 留守にするときは必ず施錠  
する。  
3. 隣近所と連絡をとり相互に  
家を守り合う。  
4. 不審な者を発見したら、す  
ぐ駐在所へ連絡する。  
(湯浅部長)

### お誕生 おめでとう

星谷 順子  
生島 法子  
沼江 秀子  
久国 正子  
三工 由美  
中早 明子  
坂本 千恵美  
坂本 千恵美  
三溪 山本 康司  
沼江 五十川 愛子

おくりやみ  
申します

沼江 藤子  
徳島市 齋藤 恵子  
(和歌山) 登木 和義  
(佐那河内村) 川条 美恵子  
(久生) 小川 美代子  
(星谷) 早川 良子  
(三溪) 坪井 和子  
(愛知) 西井 和子  
(生島) 岩本 昭子  
(神谷) 多田 武子  
(星谷) 多田 武子  
(小松島) 森田 鈴子  
(坂本) 吉見 誠子  
(小松島) 吉見 誠子



共済は五年分を自分の制度で用いている計算方法で出す。厚年も、国年も同様にするということとなります。通算期間の計算方法として各公的制に加入しておられる方、おられた方が、通算の対象者になるわけですが、通算の仕方は次の三つに大別されます。

一つは、期間の計算方法で国民年金を除く他の公的年金の場合に移った各制度の被保険者期間を合計して二十年あれば通算対象期間を満たしているかと判断するわけです。他の一つは、もし本人が国民年金へ加入していたときには各制度の被保険者期間の合計が二十五年必要だということになります。つまり被用者年金保険の間だけ移ったのなら二十年で給付資格がつくのですが、国年を含むと二十五年の通算対象期間が必要ということになります。第三には被保険者期間を足し合わせるということではなくて、一つの制度にいた期間だけで、本来の老令給付がつくという人もおるわけです。

例えば役所に二十年勤めて(二十歳で役所に入り四十歳まであった)その後家に帰って農業をしたので国民年金の被保険者になったという場合には二十年という期間は、国家公務員共済組合から老令給付を受けられ。かように一つの制度から老令給付を受けられる期間を満たしているという見方をします。そこでこの期間というものを厳密に申しますと、保険料を納めた期間ということですが、原則になり

ただ国民年金には保険料の免除制度がありますがこの期間は当然に保険料を納めた期間に見なされることになっております。なお、他の公的年金から脱退手当金を受けた人はこの通算制度の特典を受けることができませんで注意してください。そこで他の年金をやめて国民年金へ加入するためにはすぐに「資格取得届」をし居住地の市町村役場へ提出することを忘れないようにしてください。

**(十年年金)**  
これは国民年金の拠出制が始まった昭和三十六年四月一日に五十才以上であったため、強制加入の義務から除かれた人のうち五十才以上五十五才未満の人は本人の希望で任意加入させるという臨機の措置によって、十年間保険料を完納すれば老令年金を受給できるという特例です。その保険料は、一般の定額と同じで年金額は六万円で昭和四十六年から支給が始まります。

**(五年年金)**  
これは十年年金に加入もれの人に今一度加入の機会を与えるため四十五年一月から六月の間に申出れば五年間月、七百五十円の保険料を納めて、年三万円の老令年金を支給するという特例ですが、すでに申出の期限が終っていますので五年年金の制度があったことだけを覚えていただく。第二号は老令年金制度につき説明しましたが、次号第三号は

障害年金ほか各年金ごとに説明してまいります。是非毎号にわ



農地法改正

のあらまし

たり御熟読ください。  
住民課国民年金係

最近における農業技術の進歩や、社会経済事情の変化などにより、さらに新しい時代の農業要請に、概要つぎのように農地がより生産性の高い経営によって効率的に利用のための流動化が認められるようになり十月一日より施行されました。

- 1. 農地の権利移動の制限の改正
  - ◎農地の上限面積の廃止  
本人か世帯員が経営を管理し農業に常従する場合は経営面積はいくら大きくてもいい。
  - 2. 下限制限面積の引上げ  
いままでの二〇アール以上が五〇アール以上に引上げられ取得後の面積が五〇アール以上になれば取得前の面積いかにかわらず取得できます。
  - 3. 創設農地の貸付け  
国から売渡しを受けた農地について売渡後十年を経過したものは貸付けることができます。
  - 4. 小作地の所有権移転  
小作人の同意があれば第三者
- ◎農業生産法人の要件緩和  
農業専業であること。構成員はすべて農地を法人に貸すか出資している者であるか法人の事業の常時従事者であること。の二要件以外は廃止されて、その法人の理事等業務の執行にあたる者の過半数が農地の提供者であつてかつ法人の農業経営に必要な農業に常時従事する構成員である事となった。
- ◎小作地の所有制限の緩和  
離農者に限って在村していたとき十年間以上所有していた農地は本人と、住居生計を一つにしていた承継人の二代に限り不在村となつても小作地所有が認められます。
- ◎貸借の解約等の制限緩和  
つぎの場合は解約等について知事の許可を要しなくなったただし関係書類をそえて農業委員会に届出なければなりません。
- (1) 合意解約の場合  
六ヶ月以内に書面ではっきり確認されたもの  
(2) 十年以上の定期貸借の場合  
十年以上の期間の貸借で期間満了の一年前から六ヶ月前までの間に更新をしない旨の通知をしたもの  
(3) 水田農作の貸借の場合  
水田の裏作だけを目的とした貸借は更新の拒絶ができる。
- ◎小作料統制の緩和  
小作料統制は廃止され貸し手借り手の相談で自主的に決めてよいこと、なつた。農業委員会では標準小作料を設定して著しく高い小作料が発生した時は減額を勧告できる。  
今までの小作地は今までどおりの一筆毎の小作料統制が十年間継続されます。
- ◎草地利用権制度の創設  
市町村、農協に限り必要かつ適当と認めるときは草地利用権が設定できる。
- ◎和解の仲介制度  
農地の紛争について当事者の双方や一方からの申立があつたときは農業委員長が事件ごとに三人の農業委員を指名して和解の仲介を行なう。  
おもな改正点は以上のとおりですが農地移動の許可権限や和解の仲介など農業委員会の使命も大きくなりましたので、円満な運営解決のため農地等の売買譲渡、転用その他農業委員会に申請の場合は審議などに必要です。必ず地元関係委員に連絡して下さい。又毎月の委員会では十五日までに申請のものを審議いたしますから御協力下さい。

郵便局だより

年末の郵便利用はこうして

例年十二月にはいると、郵便物が急激にふえて業務がふくそうします。ご利用にあたっては、特に次の点についてご協力をお願いします。

一、年賀状

(1) 年賀状は十二月二十二日まで

ことしも十二月十五日から年賀状の受付がはじまります。年賀状は欧米諸国のクリスマスメールのように、日ごろ疎遠になっていくかたへの消息交換やお世話になったかた、親しいかたへの心のこもったあいさつなどで、新年を迎えるために欠くことのできない習慣となっています。

早めに書いて、元日には先方に届くよう、遅くとも二十日までに届けてください。

(2) 年賀状には必ず郵便番号を

都道府県名は省略出来ませんが、年賀状は年末の二週間ほどの間に約一八億通を差し出され、この期間中に郵便局で取り扱う郵便物は平常の三倍から四倍にもなります。郵便局ではこれに対して設備の拡充やアルバイトをたくさん雇う等して万全を期しておりますが、この期間とくに威力を發揮するのが郵便番号です。

郵便番号を書いていただきますと、郵便番号自動読取区分機でスピーディに区分けすることができるようになります。

のこと、不慎れなアルバイトでもほとんど訓練なしで局員と同じように能率をあげることでできますし、また、直接配達郵便局別に区分けが容易にできますので、途中の運送経路を短縮し、中継の必要がありません。年賀状にはあなたの郵便番号も忘れずにお書きください。

あなたも私も

守ろう人権

あなたの人権は守られておりませんか。

あなたは人間としての権利を

守られていますか。

正当な権利でも主張しないと

きは法の保護を受けない場合

があります。

一、公務員または事業主から不

当な扱いを受けたことはありませんか。

一、地主や家主から不当な賃料

や不当な立ちのきを強要されて

はいませんか。

一、近所迷惑な事でなやまされ

てはおりませんか。

一、暴力や不当な圧迫を受けて

おりませんか。

あなたの人権を守るため、あなたの近辺には法務局と人権擁護委員があります。不幸にして

ただくと都道府県名は省略して差しかえありません。

年賀状はこうして

年賀状はできるだけ市内、自

県内、その他あてなどに区分け

して、それぞれ、「年賀郵便、

市内あて」「年賀郵便、自県内

あて」「年賀郵便、その他あて

など」と書いた付せんをつけて束

ねてお出しください。

お年玉つき年賀ハガキ以外の

ハガキを年賀状として一枚ずつ

お出しになるときは、表面の見

やすいところに必ず「年賀」と

朱書して下さい。

人権を犯された場合とか、毎日

の生活を営んでいくうえで、こ

れは人権問題ではないか、と感

じたり、法律上どのような

のかわからないため困ったとき

は、いち早く法務局か人権擁護

委員にご相談下さい。相談は無

料で、むずかしい手続きもいり

ませんし、秘密は固く守ります。

お気軽にご相談になり幸福な生

活を送って下さい。

なお、十二月四日から十日ま

で「人権週間」と定め、次の

とおり特設相談所を開設しま

すからご利用下さい。

相談担当者 法務局職員、人

権擁護委員

内 容 家事、借地借家、

一般民事、交通事故、刑事、

行政、税務、労働、その他

日時 十二月四日 十時～三時

場所 住民福祉センター  
平常のご相談は徳島地方法務

局人権擁護課、または左記人権擁護委員にご相談下さい。

人権擁護委員 電話

大西 勝幸 三〇七一

田中 実 二九一三

河野 利徳 三五〇七

原田 熊一 二一七二

徳島県人権擁護委員連合会

徳島地方法務局

京都見ぶつ

坂本小学校五年

美馬泰治

八月四日に、万国博へ行くの

に京都のしんせきでとまった。

その日、京都の人が、ひえい山

へつれていつてくれた。ケーブ

ルカーでちょうど上へ登るとほ

くはびつくりした。それはびわ湖

が見えたからだ。ほくのよそう

していたびわこより、だいぶ大

きかった。びわ湖大橋も見えた。

その美しさにほくは、一度びわ

湖大橋をわたってみたいなあ

と思った。

それからひえい山で虫の万国

博というのがあったのではない

てみた。するとほくが一ばんお

どろいたのは、たいわんのカブ

ト虫だった。まだほかにつのが

ゆみなりになっているのや、小

さいのやたくさんあった。ほく

は、日本にもこんなカブト虫が

いたらいいのになあと思った。

そこを出るとき、出口でカブ

ト虫、クワガタ虫などを売って

いた。

そこを出ておばけ屋しきへは

いった。はいると、はりこで作

ってある人形のおばけが上から

ぶらさがってきたり、木の間か

らとびだしてきたりして、みん

なをおどかしていた。ほくは、

はじめなにとび出してきたの

かとびつくりした。弟は、おそ

ろしくておとうちゃんにだきつ

いていた。

ふつうのおばけ屋しきなら、

道じゆんがみじかいけれど、こ

のおばけ屋しきは道じゆんがな

がかった。そしてそこを出ると

雨がパラパラふってきた。いそ

いでみんなバスに乗ってスカイ

ラインをおりた。

おりるときもびわ湖が見えて

とても美しかった。レストラン

で夕食をすませてしんせきへ帰

った。その日はくたくただった。

でもほくにとっては、わすれ

られない京都の一日だった。

防犯連絡所

犯罪のない明るい町づくりを

めざして、このたび新しく防犯

連絡所を町内三十八か所につく

りました。白地に黒で防犯連絡

所と書いた看板のかかっている

家がそれです。

駐在所まで足を運ぶ程の事

でないが思った事、見たり聞い

たりした事で警察の耳に入れて

おきたい事、明るい町づくりの

ためになる小さな出来事、また

警察に要望したい事などありま

したら近くの防犯連絡所の方に

御連絡ください。

防犯連絡所は警察と町民の皆

様をつなぐパイプ役です。

せいぜい御利用いただいて明

るい犯罪のない町づくりに御協